

# 特定出資法人等の自律的運営に向けた基本方針

令和5(2023)年3月制定

令和6(2024)年3月一部改定

栃木県

## 目 次

1	策定の背景及び経緯	1
2	対象法人	1
3	基本方針の見直し	2
4	基本方針の考え方	2
5	県の取組内容及び法人への要請事項	3
6	個別法人の評価等	6
	<b>【参考資料】 特定出資法人等概要一覧</b>	<b>23</b>
1	業務概要・出資の状況	
2	役職員の状況	
3	財政支出の状況	

## 1 策定の背景及び経緯

県が出資や出えんを行っている県出資法人等は、県行政を補完・代替する法人、または県や民間との協働を行う法人として県行政の一翼を担っている。

これまで、県では、出資法人等の中でも特に県との関連が深い法人について行政改革推進委員会や議会検討会からの提言を受け、「特定指導法人の見直し基本方針」を平成20年3月に策定、これを平成22年12月に改定し、この基本方針に沿って、法人の経営の適正化や業務の活性化に向けた見直しを進めてきた。

他方、県行政を取り巻く社会・経済状況は、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、デジタル技術の急速な進展などの大きな変化の中にあり、こうした環境の変化による県民ニーズの多様化への対応が求められることから、県出資法人等の役割はますます重要となっている。

このため、各法人が時代の変化に対応しながら、今後とも質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供していけるよう、令和3年9月、外部の有識者からなる行政改革推進委員会に「特定指導法人等専門部会」が設置され、各法人の取り組むべき課題や県関与のあり方等が議論され、昨年12月に同委員会から報告書が提出されたところである。

県では、この委員会報告書を十分尊重し、従来の基本方針の内容について今日的な視点で改めて検討した上で、策定を行うものである。

## 2 対象法人

対象法人は、平成22年12月に県が改定した「特定指導法人の見直し基本方針」において見直し対象とした28法人のうち、今般の委員会報告書において引き続き指導の対象とする必要があるとされた法人（24法人）を対象とする。

[栃木県の出資法人等への関与に関する指針における特定出資法人等指定の考え方]

県政と密接な関係を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- ① 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社及び栃木県住宅供給公社
- ② 県が資本金・基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資しているものであって、営利を目的とするものを除く。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、指導の対象とする必要があると認めたもの  
なお、③の基準は以下のとおり
  - ・ 県が現職職員を1人以上派遣等しているものただし、派遣される現職職員が当該年度内に61歳以上となる者のみであって、その数と常勤の県OBの役職員の数（役職に関わらず、当該年度の4月1日時点

に在籍する全ての常勤の県OBの役職員の数をいう)の合計が、令和5(2023)年4月1日時点における常勤の県OBの役職員の数を超えない法人を除く

- ・県が総事業費の25%以上かつ1千万円以上の財政支援を行っているもの

### 3 基本方針の見直し

基本方針は、社会経済情勢の変化や県施策の推進状況などを考慮し、必要に応じてさらなる見直しを行う。

### 4 基本方針の考え方

#### (1) 県・市町等と法人との連携・協働

県は、県民益の増大に資するため、法人の設立目的、県の出資目的及び法人を取り巻く環境を継続的に確認するとともに、県と法人とのパートナーシップの確立に努め、法人の経営の適正化及び活性化を一層推進していく。

また、県が多様化・複雑化する県民ニーズに対応していくためには、県民をはじめ市町や民間企業など、多様な主体との連携・協働の推進等が必要であり、法人においても地域の諸課題に対応するため、今まで築いてきたノウハウを生かしながら主体的に県その他主体と連携していくことが求められる。

#### (2) 法人自らのガバナンスの強化

法人が県施策の実施主体の一つとしてその役割を果たしていくためには、法人自らが社会経済情勢の変化やそれに伴う課題について分析し、課題解決に向けた取組を自発的・自律的かつ適切に行っていく必要がある。また、法人は県民サービスの担い手として、その公益性を踏まえた適正な運営を行うことが求められる。

県は、法人に対し、自らのガバナンスの強化、改革・改善の取組を促進させるための制度を構築するとともに、より積極的な情報公開による透明性の確保・向上を促していく必要がある。

#### (3) 組織のあり方を見直し等

県は、これまで出資法人等のあり方について随時見直しを図り、法人の統廃合などに取り組んできた。引き続き、県民サービスの効果的推進のために組織体制の整備が必要な場合や、設立目的が達成された場合は、統廃合も含めた組織のあり方について検討を行うほか、現下の厳しい県行財政状況に鑑み、県の職員派遣や財政支出を絶えず見直すなど、必要かつ適切に指導等を行っていく。

## 5 県の取組内容及び法人への要請事項

特定出資法人等が、自らの経営責任のもと自立的で効率的な経営を行い、もって県民福祉の向上につながるよう、下記の項目を県として実施するとともに、法人に対しても、改革・改善の実効が上がるよう取組を要請していく。

### (1) 県統括部門（「全庁的な指導を担う部門」以下同じ。）において実施していく内容

#### ① 運営評価制度の運用

##### ○ 運営評価制度の構築、改善

各法人が自己評価による事業活動の点検・分析を行うとともに、県の施策目標達成のための法人の役割、県関与のあり方について、毎年度県・法人が相互に確認を行うための仕組みとして統一チェックシート等による運営評価制度を早期に構築し、導入する。また、制度導入後も随時点検内容の精査を行うなどの改善を図りながら、運用を行う。

##### ○ 特定出資法人等全般の包括的な評価

法人・所管部局による運営評価に対して、包括的な評価を行う。

##### ○ 外部有識者等の活用

毎年度の運営評価結果について、外部の有識者等による審査・助言を受け、次年度以降の取組に反映させていく。

#### ② 指導支援体制の充実

##### ○ 連絡調整会議の実施等

法人に対する指導支援については、統一かつ効率的に実施することが効果的であるため、所管部局との全庁的な連絡調整会議等を実施し、情報の共有化に努め、指導支援体制の充実を図る。

##### ○ 内部管理業務の効率化に関する支援

法人が内部管理業務の効率化により、経営資源を効果的に県民サービス向上に振り向けていくことができるよう、県におけるデジタル技術の利活用等による業務改善事例の情報提供に努める。

#### ③ 情報公開の推進

法人による自らの情報公開と共に、運営評価制度の評価結果等の情報公開をまとめて行うなど、法人の役割や取組について県民に分かりやすく公表していく。

## (2) 県所管部局において実施していく内容

### ① 県関与の見直しの推進

#### ○ 県職員の派遣の見直し

県職員の派遣に関しては必要最小限とし、法人の自立化を図る。

なお、実施に当たっては、法人固有職員の育成や責任ある役職への登用、法人の組織体制や業務の見直しの取組などと合わせて計画的に進めていくこととする。

ただし、当該年度内に 61 歳以上となる県現職派遣職員の数と常勤の県OBの役職員の数（役職に関わらず、当該年度の 4 月 1 日時点で在職する全ての常勤の県OBの役職員の数をいう）の合計が、令和 5（2023）年 4 月 1 日時点における常勤の県OBの役職員の数を超えない範囲であれば必要な派遣と認めるものとする。

#### ○ 財政支出等の適正化

委託料・補助金等、法人への財政支出については、必要性、効果、コストの妥当性について検証を行い、社会経済環境や県民ニーズの変化を踏まえ適正化を図る。

### ② 定期的な運営評価の実施

定期的な運営評価を通じて法人の実情を適切に把握するとともに、県として法人に期待する役割を明示し、協働のあり方について共通理解を深めていく。

### ③ 委託事業等に対する関連事業情報の収集及び提供

各法人で行われる事業が効果的、効率的に実施できるよう、法人事業のデジタル化等に関して、他県や民間の類似法人の状況等について情報収集に努めていく。

## (3) 特定出資法人等に対する要請事項

### ① 運営評価制度の導入

#### ○ チェックシート等による自己評価の実施

統一チェックシート等による運営評価の実施を要請する。

#### ○ 継続的な事業の見直し・経営改善の実施

毎年度の運営評価を踏まえた事業の見直し・経営改善の継続的な実施を要請する。また、法人の取り組むべき課題等の検討にあたっては、「6 個別法人の評価等」（R4.12 行政改革推進委員会報告書に記載された、従来の法人の取組に関する同委員会の評価結果）に記載の内容を十分に踏まえること。

**② 情報公開の徹底**

県民への説明責任の観点から、業務財務等資料及び運営評価制度における評価結果についてホームページ上での情報公開の徹底を求める。

**③ 県民サービスの向上**

有用なデジタル技術の積極的な活用等により県民サービスの向上に一層努めるとともに、法人の管理業務についてもデジタル化を進めるなど、業務省力化・効率化に取り組むよう要請する。

## 6 個別法人の評価等

### (1) 個別法人に係る継続検討項目

5 (3) ①のとおり、個別の特定出資法人等の事業内容や経営状況の見直しについては、各法人に実施を要請する運営評価制度において行っていくこととするが、従来の個別法人における見直し方針項目のうち、以下の項目については引き続き県及び法人において検討を行うものとする。

なお、各項目の取組実績・予定については、各年度の運営評価において継続的に報告を行うものとする。

法人名	継続検討項目
公益財団法人 栃木県環境保全 公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営処分場の運営状況を踏まえた組織のあり方検討 県営処分場「エコグリーンとちぎ」の稼働後の運営状況を踏まえ、次の事項等を検証し、存廃を含めた組織のあり方を検討する。 (検証事項)</li> <li>・ 更なる公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の必要性</li> <li>・ 民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場の設置動向など</li> </ul>
公益財団法人 栃木県臓器移植 推進協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他団体との統合等を含むあり方の検討 臓器移植を推進するためには、県民の理解を深めることはもとより、医師の理解、協力の下、医療機関における臓器移植医療の体制を構築することが重要である。 こうした観点から、他団体との統合等を含め、効果的な事業推進に資する運営形態の検討と関連団体の理解に向けた協議を進める。</li> </ul>
公益財団法人 栃木県産業振興 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とちぎ産業交流センターとの統合 とちぎ産業交流センターの機能の取り込みについては、施設の取得や交流センター事業の継続に必要となる新たな財源の確保等の課題について、検討を進める。</li> </ul>
株式会社 とちぎ産業交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木県産業振興センターとの統合 とちぎ産業交流センターの解散及び栃木県産業振興センターへの機能等の引継ぎについては、会社の解散に当たって、残余財産の分配等について各出資者の理解を得ることが必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進める。</li> </ul>
公益財団法人 栃木県スポーツ 協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今市青少年スポーツセンターのあり方検討 今市青少年スポーツセンターは、施設全体の老朽化が著しく、利用者数が減少しているため、施設のあり方の方向性についてスケジュール感をもって検討する。</li> </ul>



## (2) 個別法人の評価

下記は令和4年12月の行政改革推進委員会報告書における、各法人のH22.12改定版の見直し基本方針に関する取組結果の検証及び法人のその他の課題に関する意見である。

県（所管部局及び統括部門）は、法人と連携した事業の展開や法人への県関与のあり方について検討をする際には本意見を十分踏まえるとともに、各法人においても自らの課題として認識し、各種事業展開の際に考慮するよう要請する。

No1	栃木県土地開発公社	所管課	総合政策部 地域振興課
見直し方針 (H22)	<p>1 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。【地方3公社管理業務の統合】</p> <p>2 産業団地造成機能の統合については、今後の産業政策のあり方、公営企業のあり方、県財政とも関連することから、関係部局との調整を図り、新規産業団地案件の進捗等を考慮したうえで、県としての方向を決定する。【産業団地造成機能の一元化】</p> <p>3 土地開発公社の組織、人員のスリム化については、地方3公社管理業務の統合調整や、県における今後の用地事務のあり方との整合を図り、業務量に見合った体制とする。【組織、人員のスリム化】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶平成24年度に地方3公社の管理業務が統合されたが、統合から10年が経過したことを踏まえ、統合の成果等について検証を行う必要がある。</p> <p>▶県が掲げた県内における産業団地整備目標達成に向け、県との適切な役割分担のもと、事業主体の一翼として土地造成事業に着実に取り組む必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶公社がこれまで培ってきた用地取得や団地造成のノウハウについて、確実に継承していく必要がある。</p>

No2	栃木県道路公社	所管課	県土整備部 交通政策課
見直し方針 (H22)	<p>1 長期債務の縮減及び経営体質の改善等については、平成18年10月に策定した「栃木県道路公社健全経営のための行動計画」（平成19年度～平成23年度）に基づき、積極的なPR活動や地域と一体となった道路情報の提供等による有料道路の更なる利用促進を図ると共に、長期債務の縮減や公社専任職員の退職不補充等によるコスト削減等に努める。【長期債務縮減、経営体質改善】</p> <p>2 受託業務等の民間開放については、一般競争による民間開放等の調整を図り、プロパー職員の退職に併せて段階的に実施する。【受託業務等の民間開放】</p> <p>3 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。【地方3公社管理業務の統合】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶平成24年度に地方3公社の管理業務が統合されたが、統合から10年が経過したことを踏まえ、統合の成果等について検証を行う必要がある。</p> <p>▶増嵩する修繕・更新費用に関しては、国における有料道路の料金徴収期間延長の議論を注視しながら、県と法人が協議の上、更なる財源確保策を検討する必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	▶道路管理業務へのデジタル化技術の積極的な導入を検討する必要がある。

No3	栃木県住宅供給公社	所管課	県土整備部 住宅課
見直し方針 (H22)	<p>1 分譲事業については、既に新規分譲を行わないこととしており、着手済みの団地の早期販売等に努め、段階的に縮小する。【分譲事業の縮小】</p> <p>2 公社については、県営住宅等管理のセーフティネット機能の確保に配慮した上で、民間開放を順次拡大すること等により、計画的に組織を縮小する。【公社組織の縮小】</p> <p>3 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。【地方3公社管理業務の統合】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶平成24年度に地方3公社の管理業務が統合されたが、統合から10年が経過したことを踏まえ、統合の成果等について検証を行う必要がある。</p> <p>▶県営住宅管理業務のあるべき姿について、県と法人で協議し、速やかに検討を行う必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	▶公社の人員が減少する中、修繕業務の計画策定等のノウハウの継承について検討する必要がある。

No4	(公財) 栃木県消防協会	所管課	県民生活部 消防防災課
-----	--------------	-----	-------------

見直し方針 (H22)	<p>1 消防協会で行う事業は収益性のあるものではないため、県、市町村等の補助金や負担金に大きく依存している状況ではあるが、(財)日本消防協会の補助事業の活用を図るなど、財源の確保に努力していくとともに、事業の見直しを推進し、コストの削減に努め、経営の効率化を図っていく。更に、広く賛助会員としての会費制の導入や寄附を積極的に働きかける等、財源の確保について随時検討を進め、可能なものから実施していく。【経営の効率化、財源確保】</p> <p>2 消防団員確保の方策としては、団員募集の広報の時期、方法等について工夫していく他、確保策の情報共有化を図るため、団員等による意見交換を行っていく。また、消防大会において実施している団員確保に関するアンケート結果を市町にフィードバックし、市町における活動を支援するとともに、女性消防団員のいない市町に対して、女性消防団員の採用を働きかけていく。【新規団員獲得】</p> <p>3 防災館の指定管理業務については、次期指定期間（H24～）の公募時までには検討を行う。【指定管理業務の検討】</p>			
見直し方針に関する取組結果の検証	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 721 778 1120"> <p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き経営の効率化に取り組むとともに、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>▶消防団への理解促進・新規団員獲得に向けて、自治会単位の自主防災組織と連携した取組を行う必要がある。また、今後消防団活動における女性の活躍が一層期待されることから、新規女性団員を増やす取組を強化していく必要がある。</p> </td> <td data-bbox="785 721 880 1120">法人のその他の課題に関する意見</td> <td data-bbox="887 721 1396 1120"> <p>▶既存の広報媒体に加え、SNS等も活用しながら、より広い世代に地域防災の重要性を訴えていく必要がある。</p> </td> </tr> </table>	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き経営の効率化に取り組むとともに、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>▶消防団への理解促進・新規団員獲得に向けて、自治会単位の自主防災組織と連携した取組を行う必要がある。また、今後消防団活動における女性の活躍が一層期待されることから、新規女性団員を増やす取組を強化していく必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶既存の広報媒体に加え、SNS等も活用しながら、より広い世代に地域防災の重要性を訴えていく必要がある。</p>
<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き経営の効率化に取り組むとともに、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>▶消防団への理解促進・新規団員獲得に向けて、自治会単位の自主防災組織と連携した取組を行う必要がある。また、今後消防団活動における女性の活躍が一層期待されることから、新規女性団員を増やす取組を強化していく必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶既存の広報媒体に加え、SNS等も活用しながら、より広い世代に地域防災の重要性を訴えていく必要がある。</p>		

No5	(公財)とちぎ男女共同参画財団	所管課	県民生活部 人権・青少年男女参画課
見直し方針 (H22)	<p>1 県職員依存の運営については、平成23年度にオープンする女性自立支援センター（仮称）との機能整理（DV支援機能の一元化を含む。）に併せ、県職員派遣の計画的な削減や委託事業の県直営化を含めた組織体制の見直しを行う。【県職員依存の組織体制見直し、機能整理】</p> <p>2 上記1とともに、財団によるパルティの施設管理業務は、新たに設置される女性自立支援センター（仮称）の施設管理業務との機能整理を含め、効率的な管理方法を検討する。【施設管理方法検討】</p> <p>3 自主事業や受益者負担による財源確保については、財団事業の趣旨に配慮しながら、引き続き努力していく。【財源確保】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き県の出先機関である「とちぎ男女共同参画センター」との適切な役割分担について検討するとともに、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>▶デジタル化の進展を踏まえ、オンライン講座などの積極活用等による事業の充実に努める必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶SDGsの目標である「ジェンダー平等」の達成に向け、性別問わず参加可能な講座や男性を対象とした事業の充実に努めるほか、青少年育成・生涯学習等、他団体（県域・各市町・NPO等民間団体）の行う研修やイベント等との事業連携や、性的マイノリティに関する理解促進の取組も検討していく必要がある。</p>
No6	(公財)とちぎ未来づくり財団	所管課	県民生活部 県民文化課

見直し方針 (H22)	<p>旧 生涯学習文化財団分</p> <p>1-1 生涯学習振興事業（県民カレッジ）については、財団や市町村等による自主講座の連携を図り、学習機会の提供と学んだ成果を地域社会で生かすことができるよう努める。 【とちぎ県民カレッジ事業】</p> <p>1-2 埋蔵文化財センタープロパー職員の処遇等の課題を踏まえ、県立博物館の一部機能と県埋蔵文化財センター機能の統合及び指定管理者制度の導入について、必要性、費用対効果等を検討する。【埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直し】</p> <p>1-3 風土記の丘資料館については、県埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直しにあわせてあり方を検討する。【風土記の丘資料館の管理検討】</p> <p>1-4 （財）とちぎ青少年こども財団との再編については、平成 23 年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。 また、統合の検討と併せ、県派遣職員の縮減を検討する。【とちぎ青少年こども財団との再編、県派遣職員縮減】</p> <p>旧 とちぎ青少年こども財団分</p> <p>2-1 （財）とちぎ生涯学習文化財団との再編については、平成 23 年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。【とちぎ生涯学習文化財団との再編】</p> <p>2-2 各青少年育成市町村民会議等の関係団体との連携強化を図り、積極的に青少年健全育成事業を実施するとともに、事業の充実・強化に努める。【青少年健全育成事業の充実・強化等】</p> <p>2-3 指定管理施設の管理運営については、職員派遣を前提とした施設管理のあり方の見直し等について検討する。【指定管理業務の見直し】</p>	
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応し、組織の合併等による経営の効率化が進んだ一方で、職員の専門性の確保が困難となるなどの問題も生じていることから、長期的視点に立った職員採用・人材育成方針について検討する必要がある。</p> <p>▶特に、埋蔵文化財センターについては、調査の受託状況や職員の高齢化等の課題があることから、令和 4 年 5 月にとりまとめたセンターあり方検討の結果を踏まえ、組織体制の構築を図る必要がある。</p>	<p>▶デジタル技術の進展を踏まえ、オンライン講座の拡大やコンテンツのデジタル化による利用促進など、新たな事業展開について検討を行う必要がある。</p> <p>法人のその他の課題に関する意見</p>

No7	(公財) 栃木県国際交流協会	所管課	産業労働観光部 国際課
見直し方針 (H22)	<p>1 県業務との機能分担の明確化については、平成22年度に、協会及び県国際課のあり方を整理し、業務の再編成を行う。</p> <p>また、協会に求められる機能が、設立当初の海外移住者援護や国際交流促進から、在県外国人支援や多文化共生推進へシフトしてきていることから、平成22年度に、新公益法人の定款を作成する中で現状にあったものとする。【県業務との機能分担の明確化】</p> <p>2 協会は、在県外国人に最も身近な存在である市町国際交流協会との連携を深め、民間交流団体・ボランティアとの協働など幅広い方法により、外国人支援体制の強化を図る。【外国人支援体制の強化】</p> <p>3 また、協会プロパー職員の個々の能力や専門性を活かした自主事業を展開し、賛助会員の加入促進や県以外の団体等の補助事業の活用等により財源確保に努め、効率的な運営を図っていく。【自主財源の確保等】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>▶外国人住民が増加している現状を踏まえ、支援体制の強化・充実に取り組む必要がある。</p> <p>▶組織体制の脆弱化が見受けられることから、プロパー職員の計画的な採用・育成に取り組む必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	

No8	(公財) 栃木県環境保全公社	所管課	環境森林部 資源循環推進課
見直し方針 (H22)	<p>1 公社の存廃については、馬頭最終処分場の完成をまって次の事項等につき検証し、存廃を含めた組織のあり方を検討する。</p> <p>(検証事項)・新たな公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の必要性・民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場の設置動向など</p> <p>【馬頭処分場完成後の業務検証、組織のあり方検討】</p> <p>2 公社の事業については、引き続き廃棄物処理に関する普及啓発や調査研究、廃棄物処理施設等周辺整備事業など公共性のある事業を実施するとともに、馬頭最終処分場整備に対しては、蓄積したノウハウ等を提供するなど、専門機関として支援していく。【公社事業の実施】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶SDGsの機運の高まりも踏まえ、当分の間、引き続き県と連携しながら、廃棄物の適正処理及び排出抑制のための普及啓発に取り組む必要がある。</p> <p>▶令和5(2023)年に稼働する「エコグリーンとちぎ」の運営状況を踏まえ、更なる産業廃棄物処理施設の設置及び公社関与の必要性について早期に検証を行い、公社の存廃も含めて組織のあり方を検討する必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	

No9	(福) 栃木県社会福祉協議会	所管課	保健福祉部 保健福祉課
見直し方針 (H22)	<p>1 福祉関係業務については、県社協と関係機関との間で十分に協議・調整を行い、業務の精選化に努める。【業務や機能の精選化】</p> <p>2 現行の生活福祉資金貸付制度において、貸付申請時に民生委員による調査や自立支援計画を作成する等、償還見込みについて審査を実施しているところであるが、低所得階層の防貧と自立更生の促進という制度の趣旨に沿って適切に運用されるよう評価、検証を実施していく。【貸付事業への評価制度導入】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶地域福祉の推進のみならず、令和元年度東日本台風での災害ボランティア活動支援や新型コロナ禍における特例貸付の実施など、その幅広く機動的な活動は県政の大きな一翼を担っているが、増大かつ多様化した業務の効率的運営に努める必要がある。</p> <p>▶貸付事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付に係る債権管理業務が件数・金額ともに膨大となることから、民間委託や金融機関等の専門的機関の知見も活用するなど計画的・適切に対応する必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶新たな自主財源の確保策として、広く県民や企業等から資金を調達する手法について検討する必要がある。</p> <p>▶被災者支援の質の向上を図るため、災害支援物資の備蓄管理等にデジタル技術を活用するなど、市町社協と連携して被災者支援をより迅速かつ効率的に行うための仕組みを検討する必要がある。</p>

No10	(公財) 栃木県臓器移植推進協会	所管課	保健福祉部 健康増進課
見直し方針 (H22)	<p>1 臓器移植を推進するためには、県民の理解を深めることはもとより、医師の理解、協力の下、医療機関における臓器移植医療の体制を構築することが重要である。特に、平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、15歳未満の者の脳死後の臓器提供が可能になるなど、ますます臓器移植医療の体制整備が重要課題となってきた。</p> <p>このため、上記課題の解決に向けて、(財)栃木県保健衛生事業団との統合を含め、相乗効果が期待できる運営形態の検討と関連団体の理解に向けた協議を進める。【保健衛生事業団への統合等の検討】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶方針では保健福祉事業団との統合を掲げたものの、法人相互の事業目的の違い、協会関係団体の反対等から統合交渉が進んでいない現状にあるが、協会の組織や財政基盤の脆弱性を踏まえれば、協会は県と協議しながら、事業団を含む他団体との統合等による体制整備の検討を早急に進める必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶院内コーディネーターへの研修事業、臓器移植に関する普及啓発事業の効果向上のため、デジタル技術の積極的活用等について検討する必要がある。</p>

No11	(公財) 栃木県産業振興センター	所管課	産業労働観光部 産業政策課
見直し方針 (H22)	<p>1 基金の運用については、順次定期性預金から国債等の債権にシフトしてきており、引き続き安全確実で効率的な方法で運用していく。また、魅力ある事業の提供や会員へのサービスの充実により会員数の拡大を図るとともに、研修などの自主事業の実施により自主財源の確保に努める。【自主財源の確保】</p> <p>2 県職員の派遣については、プロパー職員の育成を図りながら見直しを図るとともに、公益法人認定に向けた事業見直しの中で、適切な人員計画等について検討する。【県職員派遣の縮減】</p> <p>3 利用者の意見等が反映しやすいシステムの構築については、利用者からの相談内容や研修時のアンケート等から利用者の要望等を的確に把握し、利用者のニーズを踏まえた事業が適切に提供できるよう取り組んでいく。【利用者意見の反映】</p> <p>4 とちぎ産業交流センターの機能の取り込みについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。【とちぎ産業交流センターの統合】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き会員サービスの拡充を図り、会員数の確保に向けた取組を進めるとともに、自主財源の確保に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>▶栃木県産業交流センターとの統合については、同センターが区分所有する建物（R2 末時価:3 億 1,600 万円）の取得費用及び建物を購入した場合に今後必要となる大規模修繕に要する費用の確保策等の課題について、所管課と協議しながら改めて整理の上、スケジュールを明確に定めた検討を行う必要がある。</p> <p>法人の他の課題に関する意見</p>		

No12	(株)とちぎ産業交流センター	所管課	産業労働観光部 産業政策課
見直し方針 (H22)	<p>1 産学官交流事業の展開については、栃木県産業振興センター事業へ統合・整理し、事業内容の充実を図っていく。【産学官交流事業の展開】</p> <p>2 貸事務室の利用促進については、一層のPRに努めるとともに、利用可能期間・料金等について検討を行い利用しやすい環境の整備を図っていく。また、さらなる経営改善を進め債務の縮減に努める。【貸事務室の利用促進・経営改善】</p> <p>3 とちぎ産業交流センターの解散及び栃木県産業振興センターへの機能等の引継ぎについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。【栃木県産業振興センターへの統合】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶栃木県産業振興センターとの役割分担による事業実施や、自主財源の確保等に取り組んできたが、根本的課題であるセンターとの統合についての検討をより進める必要がある。</p> <p>▶そのためには、センター側も含めた課題を整理した上で、国（中小企業基盤整備機構）をはじめとした株主への意向照会や他県の類似施設の動向について情報収集を行い、所管課と協議しながら、スケジュールを明確に定めた検討を行う必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	



No13	(公財) 大谷地域整備公社	所管課	産業労働観光部 工業振興課
見直し方針 (H22)	<p>1 大谷問題に対する抜本的対策については、3年を目途に、県と宇都宮市が主体となって関係者による検討を進める。 上記の検討と併せ、国及び市との役割分担や、公社の役割をどう位置付けるかなどについて、様々な観点から課題を整理、検討の上、関係団体と調整を図っていく。 さらに、実効性を伴った抜本対策の実現のため、地元自治会の意向及び複雑に絡み合った地元関係者の利害関係などを十分勘案した上で、調整を図っていく。【抜本対策の検討】</p> <p>2 新たな抜本対策の方針が決定されても、成果が出るまでには相当の期間が見込まれるため、大谷石採取場跡地観測システムの管理・運営については、当面公社が実施していく必要がある。 観測システムの管理・運営事業費については、国土交通省の積算基準等を参考に、必要最小限の積算を行っているところであるが、引き続きランニングコストの縮減を図ることにより、より効率的な経営に努めていく。【ランニングコストの縮減】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶観測システム見直し等によるコスト縮減を図っているが、引き続き経営の効率化に努める必要がある。 ▶見直し方針を踏まえた関係者間での検討結果である「公社存続」の方針については、埋め戻し責任は地権者・採石業者が負うという原則のもと、公共関与による安全性確保という観点から県、宇都宮市、事業者をつなぐ唯一の組織が公社であり、現地住民との一定の信頼が構築されている現状も鑑みれば、やむを得ないものと考えられる。 ▶なお、大谷地域の抜本的な安全対策である採取場跡地の埋め戻しについて、関係機関と連携を図り一層の促進に努めるとともに、採取場跡地の状況把握に係る調査を進めながら、埋め戻しをはじめとする各種安全対策について計画的に取り組む必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	

No14	(公財) 栃木県観光物産協会	所管課	産業労働観光部 観光交流課
見直し方針 (H22)	<p>1 農商工の連携及び一体的な取り組みについては、農政部、関係団体と調整を図りながら、観光と一体となった事業展開や県産品の振興の視点から、あり方について検討する。【とちぎマーケティング協会との統合】</p> <p>2 観光協会と県産品振興協会の統合の効果を最大限に生かすため、観光情報発信機能の充実や県産品のブランド化、販路拡大に取り組む。【ブランド戦略の体制整備】</p> <p>3 農業体験など農業部門との連携構築については、農業体験を組入れたグリーンツーリズムや「とちぎ食の回廊づくり推進事業」などと連携し、県内各地の魅力を活かした観光の振興に努める。【農業部門との連携】</p> <p>4 市町の観光部門との連携については、各市町観光協会とともに、県内各地の観光情報発信等を行っているところであるが、今後もより一層市町との連携を深め、観光の振興に努める。【市町観光部門との連携】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、本県の観光振興のため、今後とも事業活動の充実を図る必要がある。</p> <p>▶とちぎ農産物マーケティング協会との統合については、農産物生産者支援と商工業者支援という設立目的の違い、原材料とそれを使った商品という利益の相反、農産物販路開拓ルートの特特殊性による支援ノウハウの違いなどから、組織統合のメリットはほとんど認められず、統合は困難であるとの結論はやむを得ないものと考えられる。</p> <p>▶しかしながら、県産品の振興・県の魅力発信という観点では、農商工の連携は不可欠であることから、引き続き同協会との事業における連携を深めていく必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶デジタル技術を積極的に取り入れ、デジタルマーケティングやECサイトを活用した国内外での需要の掘り起こし・販路拡大に取り組んでいく必要がある。</p> <p>▶引き続き市町観光部門との連携を図るとともに、ECサイトでの販売受託など、単独の市町では対応困難な事業について積極的に支援する必要がある。</p>

No15	(公財) 栃木県農業振興公社	所管課	農政部 農政課
見直し方針 (H22)	<p>1 食と農の理解促進については、公社は「とちぎ食育応援団」活動促進事業などを実施しているところであるが、今後も関係機関・団体との連携を強化し、食と農の理解促進に努めていく。【食と農の理解促進】</p> <p>2 研修事業等の有料化については、公社が新たな事業を実施する際に有料化を検討していく。</p> <p>また、なかがわ水遊園、花センターの入場者確保対策については、事業内容の見直し検討を行い、質の向上を目指すとともに、広報範囲の拡大等により広報活動を充実することにより、強化を図っていく。【経営安定化】</p> <p>3 なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理については、両施設の効率的な管理方法をあらゆる視点から検討する。【なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理検討】</p> <p>4 事業の精査については、事業の見直しや公社経営の効率化等の検討調整を平成22年度に行い、段階的に実施する。【事業の精査】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、経営の安定化に向け、プロパー職員の計画的採用及び育成を図っていく必要がある。</p> <p>▶農業の担い手不足が深刻な問題となっていることから、農業で働く多様な人材を確保するため、情報発信の強化やニーズに合わせた相談に取り組む必要がある。</p> <p>▶担い手への農地集約は喫緊の課題であることから、農地中間管理機構として市町・関係機関と連携を図りながら取組を強化していく必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶県内外からの就農者の増加を図るため、オンラインやwebによる就農相談や動画配信の充実を図るなど、デジタル技術を積極的に活用していく必要がある。</p>

No16	(一社)とちぎ農産物マーケティング協会	所管課	農政部 経済流通課
見直し方針 (H22)	<p>1 売れる農産物づくりや県産農産物の販路拡大等に係る協会機能について、協会及び構成団体であるJA等と検討・協議を進め、見直しを図る。【協会機能のあり方検討】</p> <p>2 上記とあわせて、協会組織のあり方についても検討・協議を行い、見直しを図る。【協会組織のあり方検討】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に沿って、首都圏に加え関西圏や海外への販路拡大等を図ってきたが、更なる取組の強化に努める必要がある。</p> <p>▶栃木県観光物産協会との統合については、農産物生産者支援と商工業者支援という設立目的の違い、原材料とそれを使った商品という利益上の利害の相反、農産物販路開拓ルートの特特殊性による支援ノウハウの違いなどから、組織総合のメリットはほとんど認められず、総合は困難であるとの結論はやむを得ないものと考えられる。</p> <p>▶しかしながら、県産品の振興・県の魅力発信という観点では、農商工の連携は不可欠であることから、引き続き同協会との事業における連携を深めていく必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶デジタル技術を積極的に取り入れ、デジタルマーケティングやECサイトを活用した国内外での需要の掘り起こし・販路拡大に取り組んでいく必要がある。</p>

No17	(公社)栃木県畜産協会	所管課	農政部 畜産振興課
見直し方針 (H22)	<p>1 経営支援事業など各種事業を着実に推進するとともに、自主財源の確保等による財政基盤の強化、人材育成、事務事業の効率化などを進める。【自主財源の確保・コスト削減】</p> <p>2 畜産関係基盤整備事業の統合については、農業振興公社の意見等を踏まえる必要があり、同公社と協議し課題等を精査した上で、実施の是非を検討する。【農業振興公社畜産関係事業の移管検討】</p> <p>3 経営支援機能面での統合については、関係する団体との役割分担や効果的な手法について調整を行い、具体的な対応策を策定し実施する。【経営支援機能面の統合検討】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも自主財源の確保や人材育成に努める必要がある。</p> <p>▶農業振興公社の実施する事業へ参加する畜産農家等へのコンサル業務等、農家へのソフト面での支援の充実を図る必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶近年、県内外において頻発している豚熱や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病について、防疫対策に係る農家への支援体制の充実がより一層求められていることから、県と連携し、予防に係る農家指導や発生時の人的支援等、協会が果たしうる役割について検討し、実施していく必要がある。</p>

No18	(株)日光自然博物館	所管課	環境森林部 自然環境課
見直し方針 (H22)	1 経営の効率化を図るため、法人自らが策定した経営5ヵ年計画(平成21~25年度)を推進するとともに、引き続き地元機関等との共催事業の実施など地域と連携した誘客活動や、新たな収入増に繋がる事業展開などにより、自立運営を目指して経営基盤の強化を図る。【経営効率化】		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも新たな事業展開等による自立運営に努める必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶近年の感染症の拡大等の不測の事態においても収入を確保できるよう、デジタル技術の積極的活用等の創意工夫が必要である。</p>

No19	(公財)とちぎ建設技術センター	所管課	県土整備部 技術管理課
見直し方針 (H22)	<p>1 センターの担うべき役割については、県・市町の要望や需要を踏まえ整理検討するとともに、自立運営の基盤となる工務業務についてもあり方を検討する。上記の検討を踏まえ、事業量に見合った職員体制に見直し、県職員の派遣を段階的に縮小するとともに、プロパー職員の資質向上を図り、将来的な自立運営を目指す。【センターの役割精査、職員体制の見直し】</p> <p>2 随意契約の見直しについては、県・市町の補完的機能の確保に配慮しつつ、県が委託している積算業務を段階的に縮小する。なお、積算業務の委託については、守秘性・公正性の確保等について引き続き検討する。【随意契約の見直し】</p> <p>3 下水道管理の包括的民間委託については、平成22年度から試行的に導入したところであり、この結果を総合的に検証した上で、適用施設の順次拡大について検討する。【下水道管理包括的民間委託の導入】</p> <p>4 栃木県治山林道協会の測量設計部門については、治山林道工事の測量設計業務が民間に移行する中で、センターに統合することは困難であるが、協会職員の受け入れについては、センターのあり方や今後の事業量を踏まえて検討する。【治山林道協会測量設計部門の統合】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも効率的な経営に努める必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶多発する自然災害やインフラの老朽化など、社会資本を取り巻く環境が変化する中、特に技術者の少ない市町の支援を行うセンターの役割は大きいことから、計画的な職員の確保・育成に努めるとともに、効率的かつ効果的な市町支援のあり方について検討すること。</p> <p>▶事業内容がデジタル技術との親和性が高いと考えられることから、オンライン研修やドローン・AI診断等、デジタル技術を積極的に活用した新たな事業展開について検討する必要がある。</p>

No20	(公財) 栃木県民公園福祉協会	所管課	県土整備部 都市整備課
見直し方針 (H22)	<p>1 職員数については、協会所有施設と効果的な連携が図れる公園等の管理受託を基本とし、これを管理するために必要な職員数まで、計画的な削減を進める。【計画的な職員数の適正化】</p> <p>2 協会の自己所有施設については、協会自ら修繕に係る財源の確保に努め、維持できる範囲で運営を継続する。【協会所有施設のあり方検討】</p> <p>3 公園管理への特化、教育文化スポーツ施設等への対応、コンソーシアム結成等については、指定管理者の応募がないといった状況等にも適切に対応できるよう、協会の規模等を考慮したコンソーシアムの結成等新たな手法について検討を進め、引き続き公園管理の受託に向け取り組むよう指導する。【公園管理に特化した対応策等の検討】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に対して順調に対応してきたが、自主財源の確保の観点から、協会所有の施設について更なる利用者確保に向けた取組を行うとともに、老朽化した設備について計画的に更新・修繕を行う必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	

No21	(公財) 栃木県スポーツ協会	所管課	教育委員会 スポーツ振興課
見直し方針 (H22)	<p>1 スポーツ振興などの事業については、県と法人との役割や業務のあり方について整理した上で充実・強化を図るとともに、職員派遣のあり方については、経営計画等検討委員会などによる事業の見直し等を踏まえ、派遣職員の段階的な縮減を図る。また、賛助会への加入促進による賛助会費の収入増や協賛金等の収入増のための取り組みを一層促進する。【職員派遣のあり方検討、スポーツ振興と公益法人業務とのあり方整理、会費制の導入検討】</p> <p>2 今市青少年スポーツセンターについてはあり方を検討し平成23年度に方針を決定し、射撃場については庁内検討会等において引き続き汚染土壌対策等を検討する。【今市青少年スポーツセンターのあり方検討】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に係る県派遣職員の削減については順調に対処してきたが、スポーツ振興に係る県と法人の役割分担の更なる明確化を図りながら、自主財源の更なる確保策について検討する必要がある。</p> <p>▶今市青少年スポーツセンターについては、令和4年度のとちぎ国体での活用が予定されているが、その後の利活用については、県と協議しながら、協会の財源及び県の財政負担、施設の果たす役割と今後の利用見込み等を踏まえ、スケジュール感をもって、そのあり方に係る検討を行う必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	

No22	(公財) 日光杉並木保護財団	所管課	教育委員会 文化財課
見直し方針 (H22)	<p>1 法人で行う事業については、県の文化財保護行政と緊密な関連を有し、当面、法人業務に県職員が関与していく必要があるが、委託事業については、今後も引き続き見直しを図っていく。【委託の見直し】</p> <p>2 積極的な保護育成については、県と緊密な連携の下、県民・企業・行政が一体となった取り組みを拡大する。【積極的な保護育成】</p> <p>3 イメージアップにつなげる事業展開については、普及啓発活動の継続的な実施は必要であり、今後さらにイメージアップ戦略を明確にし、より有効的な事業展開を進める。【イメージアップの事業展開】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に対して順調に対応してきたが、今後は、文化財保護の視点に加え、貴重な観光資源としての視点を加え、新たな自主財源の確保策も含めた事業展開を図る必要がある。</p> <p>▶現在も継続している県職員のみによる財団運営について、検討スケジュールを明確にして適正化を図る必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	

No23	(公財) 栃木県暴力追放県民センター	所管課	警察本部 組織犯罪対策第一課
見直し方針 (H22)	<p>1 平成18年度に策定した「暴力追放運動推進センターの活性化に向けた行動計画」(5カ年計画)に基づき、基本財産運用の改善、賛助会員の募集拡大、暴力相談事業の充実(広報と知識の向上)、県民への情報提供の充実、責任者講習の業務拡大と講習内容の充実等に取り組み、財政基盤の安定、事業活動の充実・強化等を図る。【経営の効率化】</p> <p>2 センターにおける暴力相談受理件数は増加傾向であり、事件化に結びつく相談も多いので、センター受理の相談に事件性が認められる場合等は警察署で対応するなど、センターと警察の役割分担の明確化に努め、引き続き実施するとともに、離脱者支援に関しては、社会復帰アドバイザー及び「不当要求被害防止責任者講習(企業・公務員等)」により離脱及び就業支援を行う。【県警との役割分担の明確化】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に対して順調に対応してきたが、引き続き経営の効率化、自主財源の確保により経営基盤の安定を図る必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶不当要求防止責任者講習のオンライン実施など、事業者の利便性向上のための取組などについて検討する必要がある。</p> <p>▶近年、行政対象暴力やクレーマーへの対応が大きな課題となっていることから、センターが培ってきた相談対応のノウハウについて、機会をとらえて行政機関等へ積極的に提供するなどして、緊密に行政との連携を図る必要がある。</p>

No24	(一財)栃木県交通安全協会	所管課	警察本部 交通企画課
見直し方針 (H22)	<p>1 財団法人栃木県交通安全協会と任意団体である各地区（地方）交通安全協会は異なる組織であり、これまでも双方の活動内容と収支決算等について、会員、入会者等に周知しているが、県民から十分な理解が得られるよう、引き続き様々な広報媒体を活用し一層の周知を図るとともに、県と地区（地方）の交通安全協会の連携を進める。【県安協と地区安協の位置付けの明確化】</p> <p>2 県委託業務の契約については、平成23年度から競争入札とする予定。【委託業務等の見直し】</p> <p>3 受託業務の整理とそれに見合った組織体制の整備及び職員数の適正化については、運転免許人口、受託業務に関する事務量等、県民サービスの低下防止策を検討の上、計画を策定し実施する。【組織体制の整備】</p> <p>4 2つの自動車教習所については、職員の処遇、土地の原状回復、教習生及び卒業生への対応、重度障害者の教習など、廃止の際の課題について総合的に検証のうえ、平成23年度末からの段階的な廃止を目指し調整を進める。【自動車教習所業務の見直し】</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>➤見直し方針に対して概ね順調に対応してきたが、自動車教習所業務に関しては、一般財団法人へ移行し民間企業と同等の立場となったことや、県関与の度合いの減少等を踏まえると、段階的廃止という方針を見直すことについてはやむを得ないものと考えられる。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>➤高齢運転者の事故率の増加などを踏まえ、時代に即した事故防止に係る普及啓発や、高齢者及び障害者向けの教習等を推進する必要がある。</p>



特定指導法人の概要（業務概要・出資の状況）

（単位：千円）

法人名	法人番号	所管部	所管課	業務概要	県の出資・出えん割合等		
					県出資額	出資金総額	割合
1 栃木県土地開発公社	6060005000637	総合政策部	地域振興課	公共用地等の取得、管理、処分、産業団地等の造成、分譲 等	20,000	20,000	100.0
2 栃木県道路公社	2060005002694	県土整備部	交通政策課	有料道路の建設及び管理	4,409,000	4,409,000	100.0
3 栃木県住宅供給公社	4060005000639	県土整備部	住宅課	住宅・宅地分譲、公的賃貸住宅管理業務 等	2,000	2,000	100.0
4 (公財) 栃木県消防協会	5060005001017	県民生活部	消防防災課	防火・防災思想の普及啓発、消防防災活動の強化、消防団等の活性化 等		5,216	
5 (公財) とちぎ男女共同参画財団	5060005007625	県民生活部	人権・青少年男女参画課	男女共同参画に関する事業の実施、とちぎ男女共同参画センターの管理運営	38,000	38,000	100.0
6 (公財) とちぎ未来づくり財団	7060005001072	県民生活部	県民文化課	子ども及び青少年の健全育成、文化の振興、埋蔵文化財の保護及び調査研究 等	100,000	100,000	100.0
7 (公財) 栃木県国際交流協会	5060005007419	産業労働観光部	国際課	在県外国人を対象とした相談事業や情報提供、諸外国との相互理解や友好交流を深める事業の実施	121,500	298,000	40.8
8 (公財) 栃木県環境保全公社	4060005001001	環境森林部	資源循環推進課	廃棄物の処理に関する調査研究及び普及啓発事業の実施 等	22,480	30,000	74.9
9 (福) 栃木県社会福祉協議会	1060005000773	保健福祉部	保健福祉課	民間社会福祉団体の連絡調整、生活福祉資金の貸付、権利擁護センターの運営 等		21,340	
10 (公財) 栃木県臓器移植推進協会	8060005007614	保健福祉部	健康増進課	臓器移植に係る普及啓発 等	182,809	313,575	58.3
11 (公財) 栃木県産業振興センター	2060005007586	産業労働観光部	産業政策課	地域企業の経営基盤の強化や技術高度化、創造的な事業活動の支援	5,000	15,000	33.3
12 (株) とちぎ産業交流センター	9060001002956	産業労働観光部	産業政策課	交流センターの運営、貸室	800,000	2,731,000	29.3
13 (公財) 大谷地域整備公社	3060005007585	産業労働観光部	工業振興課	大谷石採取跡地の安全対策の総合的な推進	30,000	50,000	60.0
14 (公社) 栃木県観光物産協会	6060005007574	産業労働観光部	観光交流課	県内の観光事業の振興、県産品の普及・販路拡大	150,000	382,310	39.2
15 (公財) 栃木県農業振興公社	5060005007583	農政部	農政課	農地集積推進事業、畜産・農用地等基盤整備事業、新規就農者育成確保事業、農業農村活力支援事業 等	5,000	9,900	50.5
16 (一社) とちぎ農産物マーケティング協会	8060005007589	農政部	経済流通課	県産農産物の生産振興、流通及び消費対策事業の総合的な実施	30,000	85,600	35.0
17 (公社) 栃木県畜産協会	7060005001139	農政部	畜産振興課	畜産経営の改善及び発展の支援 等	93,500	230,600	40.5
18 (株) 日光自然博物館	4060001008628	環境森林部	自然環境課	県立日光自然博物館の管理運営 等	120,000	300,000	40.0
19 (公財) とちぎ建設技術センター	8060005007597	県土整備部	技術管理課	公共土木・建設事業等の補完業務、下水道浄化センターの維持管理業務	20,000	55,000	36.4
20 (公財) 栃木県民公園福祉協会	9060005007605	県土整備部	都市整備課	栃木県総合運動公園、井頭公園等の6県営都市公園の管理・運営及び都市緑化の推進	3,000	3,000	100.0
21 (公財) 栃木県スポーツ協会	8060005007630	教育委員会	スポーツ振興課	栃木県のスポーツ振興	4,000	10,000	40.0
22 (公財) 日光杉並木保護財団	5060005001074	教育委員会	文化財課	日光杉並木の保護	30,000	50,000	60.0
23 (公財) 栃木県暴力追放県民センター	6060005007351	警察本部	組織犯罪対策第一課	暴力団員による不当要求行為の防止及び被害者の救済 等	473,139	589,139	80.3
24 (一財) 栃木県交通安全協会	5060005001009	警察本部	交通企画課	交通道德の向上と交通事故防止に努め、交通安全と円滑化に寄与する事業の実施 等		340,000	
特定指導法人 計 (24法人)					6,659,428	10,088,680	66.0

※出資・出えん割合等については、令和4(2022)年4月1日現在

特定指導法人の概要（役職員の状況）

（役職員については、令和4（2022）年4月1日現在、常勤者数）

	法人名	役員				職員				総計
		法人職員	OB職員	派遣職員	計	法人職員	OB職員	派遣職員	計	
1	栃木県土地開発公社(注1)		2		2	16	3	1	20	22
2	栃木県道路公社(注1)		1		1	7	4	2	13	14
3	栃木県住宅供給公社(注1)		1		1	9	2	1	12	13
4	(公財) 栃木県消防協会		1		1	3			3	4
5	(公財) とちぎ男女共同参画財団		1		1	2	2	1	5	6
6	(公財) とちぎ未来づくり財団	1	1		2	77	11	21	109	111
7	(公財) 栃木県国際交流協会		1		1	6	1	1	8	9
8	(公財) 栃木県環境保全公社		1		1	1	1		2	3
9	(福) 栃木県社会福祉協議会		1		1	70	2	2	74	75
10	(公財) 栃木県臓器移植推進協会					1	1		2	2
11	(公財) 栃木県産業振興センター(注2)		2		2	15	2	3	20	22
12	(株) とちぎ産業交流センター(注2)					1			1	1
13	(公財) 大谷地域整備公社					1	2		3	3
14	(公社) 栃木県観光物産協会		1		1	6	1	2	9	10
15	(公財) 栃木県農業振興公社		3		3	68	4	3	75	78
16	(一社) とちぎ農産物マーケティング協会	1	1		2	7	1	1	9	11
17	(公社) 栃木県畜産協会		1		1	9	1		10	11
18	(株) 日光自然博物館		1		1	28	1		29	30
19	(公財) とちぎ建設技術センター		3	1	4	66	22	6	94	98
20	(公財) 栃木県民公園福祉協会		2		2	52	7		59	61
21	(公財) 栃木県スポーツ協会		2		2	47	6	4	57	59
22	(公財) 日光杉並木保護財団									
23	(公財) 栃木県暴力追放県民センター		1		1	1	1	1	3	4
24	(一財) 栃木県交通安全協会		2		2	116	75		191	193
特定指導法人 計 (24法人)		2	29	1	32	609	150	49	808	840

※役職員の内、法人職員については、プロパー職員及びその他団体派遣職員。OB職員及び派遣職員は、県関係職員。

(注1) 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社の理事長及び専務理事は兼務しているため、便宜上、栃木県土地開発公社のみに計上している。

(注2) ㈱とちぎ産業交流センターの役員（OB職員2名）は、（公財）栃木県産業振興センターの常勤役職員を兼務しているため、便宜上、（公財）栃木県産業振興センターのみに計上している。

特定指導法人の概要（財政支出）

（各年度決算、単位：千円）

法人名	令和元(2019)年度			令和2(2020)年度			令和3(2021)年度		
	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計
1 栃木県土地開発公社	3,462	35,615	39,077	3,693	32,568	36,261	3,708	41,961	45,669
2 栃木県道路公社	2,510	176,731	179,241	121,050	168,535	289,585	161,215	159,055	320,270
3 栃木県住宅供給公社	2,099	333,997	336,096	2,183	324,598	326,781	2,220	375,538	377,758
4 (公財) 栃木県消防協会	9,390	1,634	11,024	10,528	1,493	12,021	9,390	1,023	10,413
5 (公財) とちぎ男女共同参画財団	19,365	128,652	148,017	18,162	128,638	146,800	16,743	131,103	147,846
6 (公財) とちぎ未来づくり財団	73,748	1,354,981	1,428,729	66,422	1,287,348	1,353,770	67,255	1,369,365	1,436,620
7 (公財) 栃木県国際交流協会	74,781	39,050	113,831	62,561	42,636	105,197	57,811	43,775	101,586
8 (公財) 栃木県環境保全公社	77,856	1,203	79,059	100,063	1,054	101,117	19,552	1,118	20,670
9 (福) 栃木県社会福祉協議会	303,445	319,008	622,453	630,276	326,683	956,959	583,414	329,826	913,240
10 (公財) 栃木県臓器移植推進協会		12,324	12,324		11,275	11,275		11,228	11,228
11 (公財) 栃木県産業振興センター	170,379	102,688	273,067	190,303	129,742	320,045	185,719	112,390	298,109
12 (株) とちぎ産業交流センター									
13 (公財) 大谷地域整備公社	57,430		57,430	56,006		56,006	52,013		52,013
14 (公社) 栃木県観光物産協会	48,591	28,069	76,660	45,928	33,634	79,562	124,088	69,640	193,728
15 (公財) 栃木県農業振興公社	196,586	470,426	667,012	196,397	456,308	652,705	186,607	474,834	661,441
16 (一社) とちぎ農産物マーケティング協会	23,406	36,231	59,637	34,307	25,442	59,749	19,821	23,288	43,109
17 (公社) 栃木県畜産協会	48,917	1,204	50,121	79,462	1,928	81,390	7,167	3,152	10,319
18 (株) 日光自然博物館		113,584	113,584		122,158	122,158		120,215	120,215
19 (公財) とちぎ建設技術センター		1,500,336	1,500,336		1,390,061	1,390,061		1,443,821	1,443,821
20 (公財) 栃木県民公園福祉協会		596,368	596,368	32,416	604,140	636,556	104,090	657,345	761,435
21 (公財) 栃木県スポーツ協会	421,592	145,382	566,974	180,001	789,903	969,904	468,982	633,249	1,102,231
22 (公財) 日光杉並木保護財団	3,578	142	3,720	4,179	251	4,430	4,733	260	4,993
23 (公財) 栃木県暴力追放県民センター	14,256	1,688	15,944	14,256	1,688	15,944	13,256	1,688	14,944
24 (一財) 栃木県交通安全協会		628,488	628,488		657,937	657,937		654,243	654,243
特定指導法人 計(24法人)	1,551,391	6,027,801	7,579,192	1,848,193	6,538,020	8,386,213	2,087,784	6,658,117	8,745,901

(注1) 単位未満の端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

(注2) (福) 栃木県社会福祉協議会の「県補助金等」には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付に係る補助金は含んでいない。